

議案第1号

みやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

みやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 2月28日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務や一定の期間内に終了することが見込まれる業務等について、必要な人材について任期を定めて職員として採用できるようにする条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年みやき町条例第25号）第27条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項の規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条各号の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年を超えない範囲内において、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年（前条に該当する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては採用した日から3年を超えない範囲内においてその任期を更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例及び適用除外）

第7条 第2条及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）に対するみやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号。以下「給与条例」という。）第6条第10項の規定の適用については、同項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」とい

う。）」とあるのは「任期付職員」とする。

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例第7条、第12条及び15条の規定の適用については、給与条例第7条中「法28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、給与条例第12条第2項第2号及び第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

2 任期付短時間勤務職員には、給与条例第10条、第11条及び第13条の規定は、適用しない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。